

平成 26 年 10 月 6 日

## 第 10 回土地家屋調査士特別研修の実施について

「民間紛争解決手続代理関係業務」を行うことができる  
土地家屋調査士としての認定を受けるための研修

日本土地家屋調査士会連合会

### 一、はじめに

全国 50 の土地家屋調査士会に、境界問題相談センター（総称）（以下「センター」という。）が設置され、全てにおいて、土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号の規定による法務大臣の指定を受けました。そして、そのうち 19 会が、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR 法」という。）第 5 条の規定による法務大臣の認証を受け活動を行っていますが、これは他の法律関連専門職種の中でも突出したものです。

一方、このセンターにおいて、国民の代理人として働く民間紛争解決手続代理関係業務認定土地家屋調査士（以下「ADR 認定調査士」という。）は、過去 9 回の土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」という。）の結果、5,630 名が誕生しましたが、尚全会員の 32.9%にとどまっており、この数字は、土地家屋調査士制度をさらに充実させていくためには、まだまだ、満足できるものとはいえません。

社会がますます高度化され、複雑化する中で、既存の一般業務である境界立会や不動産に関する相談等においては、民法や民事訴訟法等の基礎的な知識の習得は不可欠となっています。

希望する者に代理権を付与する立法形式であること、あるいは ADR 認定調査士の資格を得た者も実務経験が不足しており、業として満足できる域に達していないこと等、解決すべき課題はありますが、既に ADR 認定調査士として活動している会員からは、一般業務といえども、将来の紛争予防を見据えた全ての土地家屋調査士法第 3 条業務ができる土地家屋調査士として社会的信頼を得ています。

ADR 認定調査士とセンターは、車の両輪であり、センターが全国に設置された今日、そこで活動する国民の代理人としての ADR 認定調査士の拡大は、ますます社会から要請されています。

### 二、民間 ADR 代理関係業務の実施

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続代理関係業務」を行うには、従来の業務知識以外にも高度な倫理意識、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保措置」

を講じることが代理権付与の条件であり、この点は、全ての土地家屋調査士に認められている筆界特定との連携発展のためにも必要なことです。

民間ADR代理業務としての代理権付与の条件として、土地家屋調査士特別研修とこの業務を行うのに必要な能力を有すると認定を受けるための考査があり、それを修了し認定された者だけがADR認定調査士と認められるのです。

法律上は代理権を希望する者だけに必要な研修ですが、センターの実施者、調停員、相談員は勿論、未来に向かって会員を指導する本連合会の役員をはじめ、各土地家屋調査士会の役員には必須の研修内容であり、こぞって受講されることを強く要請します。

(※ 特別研修の担当役員等、考査の内容を知りうる立場にある者については、受講の制限があります。)

### 三、第10回土地家屋調査士特別研修

過去9回の特別研修を受講され、法務大臣から認定を受けた会員の多くは、新鮮な気持ちで業務とさらなる研修に取り組んでいます。現在の代理権は弁護士との共同受任が条件であり、弁護士との交流に慣れていない会員や、代理人の公正が従来的一般業務の公正と趣を異にする点等に不安を感じている会員もおられると思います。

連合会、ブロック協議会及び土地家屋調査士会は連携・協力して、既に認定された会員の実務に役立つ研修会を実施し、また、共同受任のルール創りを目的とした弁護士会との協議にもさらに力を入れていかなければなりません。様々な問題を解決し前進するために、土地家屋調査士が法律関連専門職種との自覚の上に勝ち取った代理権を、少なくとも過半数の会員が獲得し、土地家屋調査士としての意志を社会に対し示す必要があります。

さらに、法務省とも筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携が進んでおり、ADR認定調査士やセンターの存在価値は、ますます大きくなっていかなければなりません。多くの会員が受講されることが、更に大きな次の一步を得る必須要件であることをご認識いただくことを希望します。

まだ認定を受けていない会員は、第10回土地家屋調査士特別研修を受講し、従来から行っている一般業務とADR業務の共通点や相違点を学び、新しい知識を習得されることを、また一人でも多くの会員が、ADR認定調査士として認定を受け、新たな土地家屋調査士制度を担う一員として、新しい時代の土地家屋調査士像に想いを馳せていただけることを祈念いたします。